

●香川県監査委員公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年8月31日

香川県監査委員 平 木 享
同 水 本 勝 規
同 鍋 嶋 明 人
同 野 田 峻 司

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 平成18年度
- 3 措置の状況

監 査 結 果 (対 象 機 関)	措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 証紙収入事務について 証紙により収入する高等学校証明手数料について、徴収すべき額を超過する証紙が貼付されていたので、過納額を還付する必要がある。（高松商業高等学校）</p> <p>イ 通勤手当の支給について (1) 自動車で高速道路を利用して通勤する職員の通勤手当の支給に当たり、高速料金の額の算定を誤っているものがあったので、正当額との差額分を返納させる必要がある。（中讃教育事務所） (2) 自動車等及び公共交通機関を利用する職員の通勤手当の支給に当たり、自動車等を利用する区間の通勤距離の認定を誤っているものがあったので、正当額との差額分を返納させる必要がある。（高松工芸高等学校、高松南高等学校）</p> <p>ウ 住居手当の支給について 住居手当の支給に当たり、家賃の認定を誤っているので、正当額との差額分を返納させる必要がある。（津田高等学校）</p> <p>エ 特殊勤務手当の支給について 部活動指導業務にかかる特殊勤務手当の支給に当たり、業務に従事した時間の認定を誤っているので、正当額との差額分を返納させる必要がある。（石田高等学校）</p> <p>オ 旅費の支給について 自家用車利用による出張旅費の支給に当</p>

	<p>たり、誤って公共交通機関利用の出張旅費を支給しているので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(中讃教育事務所)</p>	<p>返納させた。</p>
<p>検討指示事項</p>	<p>ア 補助事業の履行確認について</p> <p>補助事業の執行に当たり、履行確認が不十分なものが一部見受けられたので、検査や指導監督などを徹底する必要がある。(保健体育課)</p> <p>イ 学校敷地の管理について</p> <p>一部の高等学校等においては、学校敷地内に介在した農道、水路等が用途廃止されていないものや学校敷地の一部が公道となっているものが見受けられた。これらの解消については、これまでも検討されているが、計画的な解消に努められたい。(高校教育課、障害児教育課)</p>	<p>平成18年11月から、補助金交付の審査を強化するため、経費の支出状況の確認強化、事業の実施状況の確認強化、競技団体に対する定期及び随時の監査を実施することとした。</p> <p>県立学校の敷地については、これまでも学校施設の新增改築や学校用地の取得にあわせて、可能な限りその整理に努めてきたところであり、今後とも各学校の状況に応じ、その整理を進めるとともに、計画的な解消に努める。</p>